

# 「きた・りんく」定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「きた・りんく」という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を手稲溪仁会病院（札幌市手稲区前田1条12丁目1-40）に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、札幌市内 ID-Link 開示病院相互の連携体制を構築し、地域における医療・介護・福祉・薬局などの関連機関間で診療情報等の共有化、医療情報の連携ネットワーク環境整備促進を図り、患者中心の医療の推進、医療の質・安全性の向上を図り、地域における切れ目のない医療・介護サービスの提供に寄与することを目的とする。

(活動の内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 定期的な連絡会の開催
- (2) 札幌市内ID-Link開示病院相互の連携体制を構築
- (3) ID-Link利用医療機関の拡大と周知活動
- (4) 市民への公開セミナーや各医療機関への研修会等を行う。

## 第3章 世話人会

(定数と選出、任期等)

第5条 本会に世話人会をおき、世話人のうち1名を世話人代表とする。

第6条 世話人の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 世話人は、1医療機関、3名までとする。

第8条 行政、北海道医師会、札幌市医師会、ID-Link取扱業者、開示病院実務者等より、若干名オブザーバーを置くことができる。

(会費)

第9条 会費の金額については、世話人会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会計

第10条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算、事業報告は、世話人会が合議で作成する。本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 定款の変更、解散

(定款の変更および解散等)

第11条 定款を変更または解散しようとするときは、世話人の4分の3以上の多数による決議を経なければならない。解散の際残存する財産の処分は、世話人会にて協議するものとする。

令和5年10月31日より施行

令和7年4月22日改訂